

防官文第491号
26.1.22
一部改正 防官文第11176号
26.7.25
一部改正 防官文(事)第18号
27.10.1
一部改正 防官文(事)第86号
27.12.8
一部改正 防官文(事)第283号
28.7.1
一部改正 防官文(事)第29号
31.2.13
一部改正 防官文(事)第143号
令和元年9月10日
最終改正 防官文(事)第161号
令和3年6月30日

大臣官房長
各局長
各幕僚長 殿
装備施設本部長
各地方防衛局長

事務次官
(公印省略)

沖縄基地負担軽減推進委員会の設置について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。
なお、沖縄基地負担軽減推進のための特別検討作業チーム設置要綱について（防官文第5号。26.1.6）は廃止する。

添付書類：別紙

沖縄基地負担軽減推進委員会設置要綱

(設置)

第1 沖縄における米軍施設・区域の早期返還及び訓練移転を含む負担軽減の推進に関する基本的な方針を検討し、当該方針に基づく施策を円滑かつ効果的に促進するため、防衛省に、沖縄基地負担軽減推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(構成)

第2 推進委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	防衛副大臣
委員長代理	防衛大臣政務官
委員	事務次官
	防衛審議官
	大臣官房長
	防衛政策局長
	整備計画局長
	地方協力局長
	統合幕僚長
	陸上幕僚長
	海上幕僚長
	航空幕僚長

(運営)

第3 委員長は、推進委員会の事務を総理する。

2 委員長代理は、委員長を助け、委員長が不在のときは、そのあらかじめ指名する委員長代理が、その職務を代行する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。

(報告)

第4 委員長は、推進委員会の検討の成果を取りまとめ、防衛大臣に報告するものとする。

(事務局)

第5 推進委員会の運営に必要な事務を行うため、推進委員会に、事務局を置く。

2 事務局の構成は、次のとおりとする。

事務局長 事務次官が指名する者

事務局員 大臣官房文書課長が指名する者

防衛政策局日米防衛協力課長が指名する者

地方協力局総務課長が指名する者

地方協力局沖縄協力課長が指名する者

3 事務局長は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、意見を述べさせ、又は資料の提出その他の協力を求めることができる。

(推進グループ)

第6 推進委員会を補佐し、細部の検討を行うため、推進委員会に、沖縄基地負担軽減推進グループ（以下「推進グループ」という。）を置く。

2 推進グループの構成は、次のとおりとする。

グループ長 事務次官

グループ員 防衛政策局長

整備計画局長

地方協力局長

沖縄防衛局長

3 グループ長は、推進グループの事務を掌理し、委員長の求めに応じ、推進グループによる検討の状況又は結果を推進委員会に報告するものとする。

4 グループ長は、必要があると認めるときは、グループ員以外の者を推進グループに参加させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7 推進委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任規定)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、推進グループの運営に関し必要な事項はグループ長がそれぞれ定める。